

ハルピン市における保護歴史的 環境再整備事業の実態

～中央大街, 聖・ソフィア教会堂を対象として～

REGENERATION PROJECTS OF CONSERVED HISTORIC ENVIRONMENT IN HARBIN CITY

～Case study of the central avenue and St. Sophia church～

呉 禾 — *1 岡崎篤行 — *2
樋口忠彦 — *3

He WU — *1 Atsuyuki OKAZAKI — *2
Tadahiko HIGUCHI — *3

キーワード：
保護歴史的環境, 再整備事業, 中央大街, 聖・ソフィア教会堂, ハルピン市

Keywords:
Conserved historic environment, Regeneration projects, The central avenue, St. Sophia church, Harbin

Based on two typical cases of the Central Avenue and St. Sophia church regeneration projects, we analyzed the planning circumstances, concept, grounds law, and process of conserved historic environment regeneration projects comparatively. As a result, we make the feature and developing direction of conserved historic environment regeneration projects clear in Harbin city.

1 研究の背景と目的

ロシアの極東都市として計画されたハルピン市は、しばしば「東方のモスクワ」と呼ばれ、異国情緒に溢れている。中国の代表的な近代都市の1つであるハルピン市は、90年代初頭からの開発・再開発熱により、急激な都市変容を経験した。経済発展を中心にした開発・再開発に伴って、近代建築や洋風街並みの保護は、大きな課題となっている。1997年1月、「ハルピン市保護建築、街坊、街道と地区に対する管理条例」の公布により、歴史的環境に対する保護方法が制定され、歴史的環境再整備事業に指針が与えられたため、それ以降歴史的環境再整備事業が進められている。

先行研究¹⁾で、ハルピン市における歴史的環境保護行政の全体像をまとめ、旧市街地再整備事業による空間形態の変容分析を行った上で、旧市街地再整備事業に対する歴史的環境保護行政の役割を明らかにした。本研究では、このうち中央大街再整備事業と聖・ソフィア教会堂及びその周辺再整備事業を対象とし、保護歴史的環境再整備事業の具体的な計画経緯、コンセプト、依拠する法律・政策、進め方について詳細な調査を行った上で、2つの再整備事業の共通点と相違点を抽出し、ハルピン市における保護歴史的環境再整備事業の特徴、及びその方向性について考察する。

2 対象再整備事例の選定

中央大街再整備事業は、ハルピン市政府が実施する保護歴史的環境再整備事業の初期のものであり、代表的な例である。1997年6月に、保護街道の中央大街再整備事業が実施された後、日平均来客量は20万人、再整備事業前の1.5倍に増え、また、中央大街にある業者23社に対する調査結果によると、再整備事業後の月平均売上高は前年同期比

25%増となった^{注1)}。

中央大街再整備事業に続いて、1997年8月に、保護建築の聖・ソフィア教会堂(現ハルピン市建築芸術博物館)及びその周辺再整備事業が実施された。事業後、旅行者を含めた日平均来客量は大幅に増え²⁾、観光地となると共に各種のイベントが行われる市民活動の舞台となった。

この2つの再整備事業によって、保護歴史的空間の景観は整備され、集客力が著しく高まり、大きな経済効果を招いたため、保護歴史的環境再整備事業のモデルとして市民やメディアに高く評価されている。

3 研究の流れ

- 1) 資料収集や現地調査によって、中央大街再整備事業並びに聖・ソフィア教会堂及びその周辺再整備事業の計画経緯等を把握する。
- 2) 資料調査やヒアリング調査によって、2つの再整備事業の進め方、どのような法律や保護行政に依拠しているかを把握する。
- 3) 2つの再整備事業の共通点と相違点を抽出し、ハルピン市における保護歴史的環境再整備事業の特徴をまとめ、これからの保護歴史的環境再整備事業の方向性を考察する。

4 中央大街再整備事業の概要

中央大街の両側には、71棟の様々な洋風建築が並んでいる。これらの建物は、約30年の間に建設された(1910年～1945年)。中央大街はハルピンの歴史を記録する重要な文化財として、1986年に保護街道として認定された。この長さわずか1450mの中央大街に、13棟の保護建築が存在し(図-1)、ハルピン市保護建築(全部で134棟、1996年の認定による)の約1割を占めている。

1) 中央大街再整備事業の目的

*1 新潟大学大学院自然科学研究科環境管理科学専攻 大学院生・工修
(〒950-2181 新潟市五十嵐2の町8050)

*2 新潟大学工学部建設学科 助教授・博士(工学)

*3 新潟大学工学部建設学科 教授・工博

*1 Graduate Student, Dept. of Environment Management, Grad. Sch. of Natural Science, Niigata Univ., M. Eng.

*2 Assoc. Prof., Dept. of Arch., Faculty of Eng., Niigata Univ., Dr. Eng.

*3 Prof., Dept. of Arch., Faculty of Eng., Niigata Univ., Dr. Eng.

中央大街再整備事業の目的は、中央大街の建築的特色を保護・継承し、歩行者専用道路空間を設けることによって、都市広場としての役割を持たせ、建築価値、文化価値、経済価値を十分に掘り出し、ハルビン市旧市街地環境整備のモデルとして確立することである。

2)中央大街再整備事業のコンセプト

中央大街再整備事業のコンセプトは、ヒューマンスケールの重視(市民活動の場の提供、緑化、ストリートファニチュア等)、建築立面の美化、道路空間の改善、使用用途の明確化を中心とする。洋風の街並みを継承し、建物の立面、屋外設備、建築モニュメント、広告等、歩行者に見られる範囲内のすべてを修繕し、レベルの高い歩行者空間に整備するとしている。今回の計画は、中期計画であるが、長期計画と繋がるように計画され、将来的に中央大街を中心とする商業地の再整備事業の基礎として位置づけられている。

3)中央大街歩行空間の構成要素

中央大街は、近代洋風建築や、4つの小広場空間と道路空間を含み、各小広場空間の間には、約250mの間隔が設けられている。南から、西13道街小広場を休憩空間に、中央商城前小広場を文化空間に、西6・7道街小広場を商業空間に、車輛場住宅区前小広場を休閒空間に設定している(図-1)。

4)再整備事業の内容

事業の具体的な内容は以下の通りである(表-1)。

- ・中央大街を歩行者専用道路にするため、周辺の一面街、尚志大街、地段街、霞曼街、安国街の5つの街路幅員を拡張し、中央大街の交通量を分流する。
- ・11ヶ所の駐車場(1000台)を設ける。
- ・既存の57個の街路灯を、両側合わせて210個に増やし、すべてヨーロッパ風^(注2)に切り替える。
- ・前述したように、中央大街において4つの小広場空間を設ける。
- ・中央大街に面している6棟の一般建物の立面を洋風に修景する。
- ・中央大街と交叉している西2道街等の6つの街路を再整備する。
- ・中央大街にはみ出したの仮設建物を一斉撤去する。
- ・中央大街両サイドの街路樹を増やし、また、建物のセットバック空間や路地を利用して前庭・緑地をつくり、洋風の椅子等のストリートファニチュアを設置する。

5)再整備事業の根拠法、主体、資金

中央大街再整備事業の主体はハルビン市政府都市計画部門であり、「中華人民共和国都市計画法」、「ハルビン市保護建築、街道、街坊に対する管理条例」等に基づき、中央大街の営業者の協力を求め、再整備計画を制定した上で、1997年4月1日から6月1日にかけて再整備事業を行った。また、資金面では、「ハルビン市保護建築、街道、街坊に対する管理条例」によって、ハルビン市政府の出資が主である。

5 聖・ソフィア教会堂再整備事業の概要

聖・ソフィア教会堂は、ハルビン建築のもっとも代表的な作品であり、近代都市史、建築史に関する貴重な実物資料である。西洋の近代建築文化と中国の伝統的建築文化が出会った、先進的な建築技術の産物として、1986年、ハルビン市政府により市の1級保護建築に認定された。さらに1996年11月、聖・ソフィア教会堂は国務院により国家級重点文物保護単位に指定された。

1)聖・ソフィア教会堂再整備事業の目的

文化大革命等の歴史的な原因によって、聖・ソフィア教会堂敷地内及び周辺に無理やり建てられた建物が、教会堂を囲んでいたため、重要な歴史的な都市景観が失われていた。聖・ソフィア教会堂再整備事業

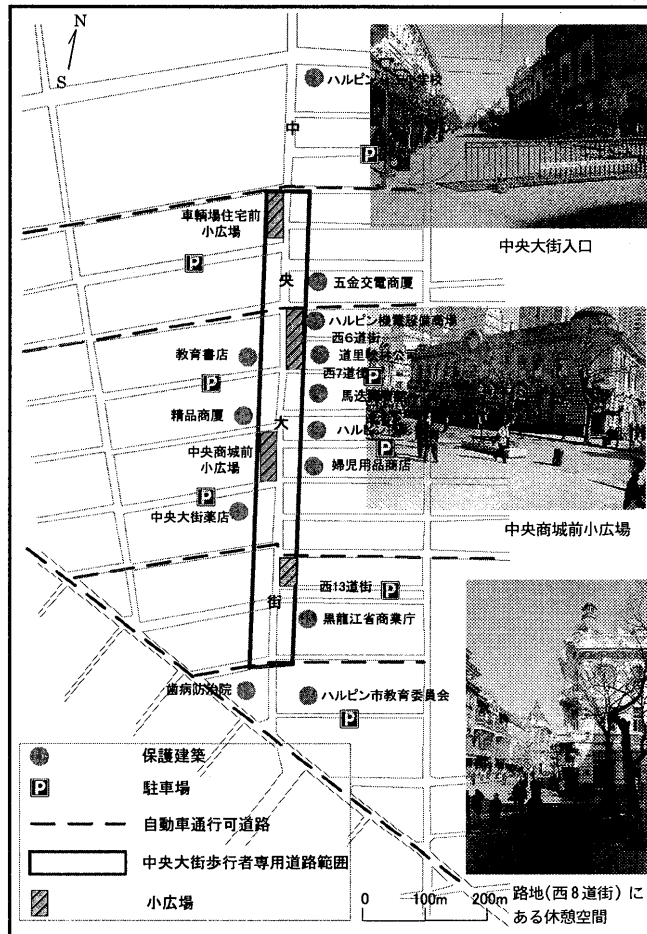


図-1 中央大街再整備事業 (ハルビン市規劃局中央大街綜合計画面を基に作成)

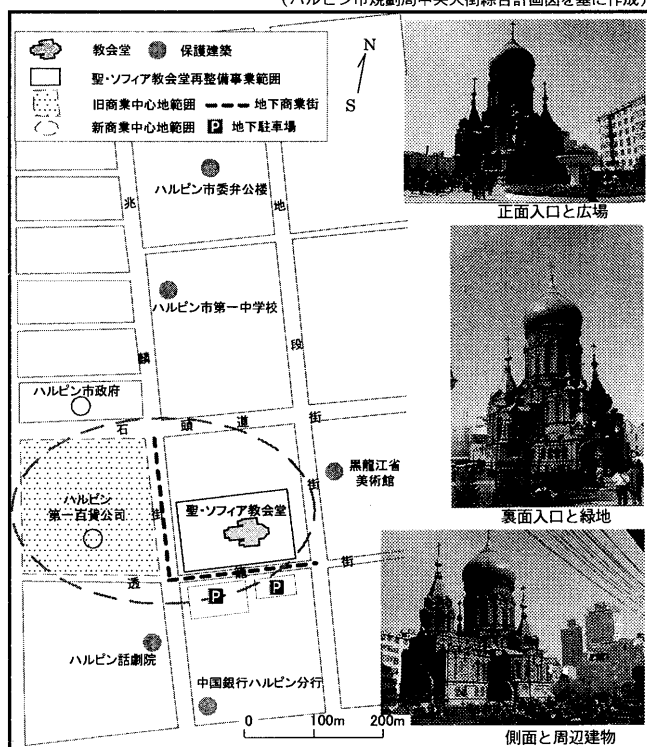


図-2 聖・ソフィア教会堂再整備事業 (ハルビン市規劃局聖・ソフィア教会堂広場建設・改造計画面等の記述を基に作成)

業の目的は、保護建築を守り、その周辺の景観整備を行い、市民に文化活動を行う空間を提供し、さらに、商業中心地の拡大を図ることである(図-2)。

2) 聖・ソフィア教会堂再整備事業のコンセプト

再整備事業のコンセプトは、聖・ソフィア教会堂自身に対する修復を行い、教会堂広場づくりによって、教会堂の周辺環境を改善し、教会堂建築の中心性を強調することにある。新築される建物は、高さや建築様式において、聖・ソフィア教会堂と調和しなければならない。また、隣のブロックにあるハルビン市第一百貨公司を中心とした商業中心地と結び付けることによって、商業中心地の拡大を実現する。さらに、再整備事業後、聖・ソフィア教会堂はハルビン建築芸術博物館として市民に開放し、教会堂から博物館への機能転換を実現する。

3) 再整備事業の内容

事業の具体的な内容は以下の通りである(表-1)。

- ・聖・ソフィア教会堂に相応しくない周囲の建物1.4haを全部撤去し(図-3)、保留された教会堂周辺の建物の立面をヨーロッパ風に修景する。
- ・6648㎡の広場をつくりだし、舗装する。また、広場の舗装と一致させるため、教会堂透籠街側と兆麟街側の歩道もカラー舗装を行う。
- ・2000㎡の緑地を増設し、広場の外周沿いに洋風の椅子、街灯やフェンス等のストリートファニチュアを設置する。
- ・教会堂自身の修復については、完全復元の原則に基づき、オリジナルと同じ建築材料等を使用する。
- ・交通面の問題を解決するため、地下空間の利用を促進し、現存している百貨店等の地下商業空間4000㎡を駐車空間に改造する。また、6000㎡の地下商業街を設ける。

4) 再整備事業の根拠法、主体、資金

聖・ソフィア教会堂再整備事業の主体はハルビン市政府都市計画部門であるが、国家級重点保護文物単位として、再整備事業が計画・実施される際に、ハルビン市文物管理局の監督も受けている。「中華人民共和国文物法」、「ハルビン市保護建築、街道、街坊に対する管理条

例」等に基づき、再整備計画を制定した上で、1997年6月13日から8月31日にかけて再整備事業を行った。資金面では、ハルビン市の出資を受けた他、「国家重点文物保護専用補助経費使用管理弁法」(1993年11月15日、國務院財政部並びに国家文物局公布)に基づき、教会堂自身の修復に対する国の出資も受けた。

建物撤去に際する撤去・移転の費用については、住宅の場合は、「ハルビン市城市房屋撤去・遷移管理弁法」に基づき、住宅使用者の勤務先企業(国有企業^{※3)}を含む全ての企業)を経由して、市の補助金が交付された。国有企業等の建物^{※4)}の場合は、原則として、その企業が撤去・移転の資金を自ら負担し、市政府からの補助は殆どない。

6 保護歴史的環境に対する再整備事業の特徴

ここでは、中央大街再整備事業と聖・ソフィア教会堂再整備事業の共通点と相違点を分析し、ハルビン市における保護歴史的環境再整備事業の特徴をまとめる。

1) 共通点について

保護歴史的環境に対する保護制度上の位置付けからみると、中央大街再整備事業(1997年4月~6月)と聖・ソフィア教会堂及びその周辺再整備事業(1997年6月~8月)は、「ハルビン市保護建築、街坊、街道と地区に対する管理条例」(1997年1月)が制定された直後に、両者連続で行われ、保護制度を踏まえているといえる。

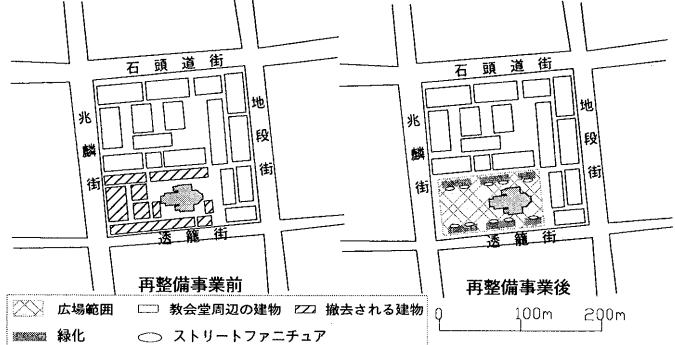


図-3 聖・ソフィア教会堂再整備事業前後の変遷 (再整備事業前の空中写真²⁾を基に、現地スケッチにより作成)

表-1 中央大街再整備事業とソフィア教会堂再整備事業対照表

	中央大街再整備事業	聖・ソフィア教会堂再整備事業
建設年度	1900年	1907年
保護等級	市級保護街道	市1級保護建築、国家級重点保護文物
再整備事業の工期	1997.4.1-1997.6.1	1997.6.13-1997.8.31
再整備事業の目的	建築特色の保護・継承 歩行化 建築価値、文化価値、経済価値の発揚	保護建築の保全・再利用 その周辺の空間景観づくり 既存商業中心地の拡大
コンセプト	ヒューマンスケール重視 建築立面の美化 道路空間の改善 使用用途の明確化	聖・ソフィア教会堂自身の修復 教会堂の周辺環境の改善 教会堂本体の強調 使用用途の転換
主な内容	・中央大街の完全歩行者専用化 ・ヨーロッパ風の街路灯等のストリートファニチュアの増設 ・街路樹、前庭、緑地の増設 ・一般建物の立面修景 ・交叉している街路の再整備 ・周辺の道路に交通量の分流 ・駐車場の設置 ・臨時建物の撤去 ・4つの小広場空間の創出	・教会堂の完全復元 ・周囲の建物の撤去 ・保留された教会堂周辺の建物の立面修景 ・広場づくり、舗装 ・緑地とストリートファニチュアの増設 ・地下公衆トイレの設置 ・地下駐車場の設置 ・地下商業街の建設 ・教会堂から博物館への転換
再整備事業の主体	市政府都市計画部門	市政府都市計画部門 市文物管理局
再整備事業の資金	ハルビン市政府	ハルビン市政府 国家財政部 撤去された建物の所有企業等

両者の再整備事業の実施主体は全てハルビン市政府都市計画部門であり、再整備事業を行う前に、再整備計画がたてられ、3ヶ月以内で完成されたものである。

この2つの再整備事業は、ヒューマンスケール重視のコンセプトに従い、旧市街地に広場を設け、緑化やストリートファニチュアの増設によって市民により良い文化活動を行う空間を提供した。今は、中央大街と建築芸術博物館広場が、ハルビン市のもっとも集客力を備えたイベント空間となっており、ハード面の再整備事業によって、ソフト面でも人間のアクティビティが活発になって、さらにその場所の魅力が生み出されたといえる。

両者の再整備事業では建物の撤去が行われた。より良い空間づくりのために、法律や条例に基づき、建築線を越えた仮設建物や、保護建築敷地内に建てられたものを一切撤去し、不適当な建築行為に対して本格的な強制手段を採用したことがわかった。また、保護歴史的環境と調和させるため、中央大街にある一般建物や残された聖・ソフィア教会堂周辺の建物に対して、立面を洋風に修景している。

2)相違点について

再整備事業の資金については、中央大街再整備事業は、市政府の独自で行われたが、聖・ソフィア教会堂再整備事業は、市政府と国の出資で行われた。このように、異なる等級の保護歴史的環境に対して、異なる資金制度^{注5)}で対応していることがわかった。

交通改善については、中央大街再整備事業は周辺の道路への地上分流を採用し、広い範囲の交通環境の改善を促したが、聖・ソフィア教会堂再整備事業では主に地下空間を利用したため、周辺交通環境にはあまり影響がなかった。

中央大街では、再整備事業の後も、その商業繁華街の機能は変わらない。一方、聖・ソフィア教会堂では再整備事業の実施と共に、教会堂から博物館に機能を転換し、建物の使用用途が変わった他、既存商業中心地と結び付くことにより、新たな広い商業中心地が形成された。これは、保護建築を再整備・活用することによって、再生の立場からの新しい保護のあり方を示したものと見える。

3)ハルビン市の歴史的環境再整備事業の特徴

中央大街と聖・ソフィア教会堂及びその周辺再整備事業は、計画の段階から、保護歴史的環境再整備事業のモデルとして位置づけられ、その後の保護歴史的環境再整備事業^{注6)}に大きな影響を与えた。

ハルビン市では、市政府都市計画部門の直接的な計画・実施により、保護歴史的環境に対する再整備事業は計画的に行われた。3ヶ月以内の工期で実施できる小規模の再整備も一つの特徴である。一方で、再整備事業の計画から実施まで、新聞やニュースを通じて市民に情報を公開したものの、住民参加はほとんど見られなかった。

ハルビン市における保護歴史的環境再整備事業は、歩行者専用空間づくり、椅子等のストリートファニチュアや公衆トイレの設置、前庭や緑地等による緑化を行ったことからわかるように、ヒューマンスケール重視すなわち人間のための空間づくりを重視したものであった。そのため、広場づくりが主な手段として使われたことも特徴である。

また、保護歴史的環境再整備事業が行われる際に、周辺の環境に対しても、計画的な再整備が実施され、点的な再整備事業（聖・ソフィア教会堂）や線的な再整備事業（中央大街）から、面的な旧市街地再整備事業への波及効果がみられる。

これまでは、歴史的環境が多く存在している旧市街地において、関

連する法律を無視し、経済利益ばかり追求する建築行為が少なくなかった。しかし、中央大街や聖・ソフィア教会堂再整備事業においては、それらに対して強制的な撤去手段を採用し、各建築行為は都市計画に従うべきことが強調されている。一方、聖・ソフィア教会堂再整備事業において、保護建築自身の修復や撤去される住宅の移転に対する経費補助は法律で規定されているが、国有企業等の建物の移転や再建には、資金補助制度が用意されていないこともわかった。

7 結論と考察

本研究によって明らかになった点、及びそれらについての考察は以下ようになる。

1)中央大街並びに聖・ソフィア教会堂及びその周辺再整備事業では、「中華人民共和国文物法」、「ハルビン市保護建築、街道、街坊に対する管理条例」等の関連法律に基づき、それぞれに明確な計画目的、コンセプト、再整備事業の主体、具体的な再整備内容、工期が制定されていることがわかった。

2)中央大街と聖・ソフィア教会堂及びその周辺再整備事業の共通点は、両者とも保護歴史的環境保護制度（「ハルビン市保護建築、街道、街坊に対する管理条例」）を踏まえ、ハルビン市政府を再整備事業の主体として実施された短期間のものである。また、ヒューマンスケール重視のコンセプト、広場づくりの再整備方法、撤去計画の実施についても共通している。ハルビン市保護歴史的環境再整備事業は、旧市街地の活性化に対する人間活動の重要性を認識して、都市広場づくりを中心としている。その結果、集客力の高まりや経済効果がみられる。この方法は、これからの保護歴史的環境再整備事業にも使われると考えられる。

3)両者の相違点としては、再整備事業の資金（単一資金と複数資金）、周辺交通環境再整備の方法（地上分流と地下空間の利用）、保護歴史的環境の機能や使用用途（維持と転換）の面で異なっている。

4)ハルビン市の保護歴史的環境再整備事業は、単に保護歴史的環境自体の整備に留まらず、広場づくりや周辺の市街地整備も含めた面的な事業となっている。建物撤去に見られるように、強い実行力を持っている反面、市民参加は不足している。ハルビン市政府都市計画部門の規定（1998年）により、建築面積5ha以上の住宅団地計画に際して、住民意見の聴取・住民投票は必要不可欠となっているが、保護歴史的環境再整備事業については市民参加が言及されておらず、改善が求められる。また、建物の撤去や移転に際する資金援助の拡大も今後の課題といえよう。

補注

1)「新晩報」（1997年7月1日発行）に掲載されたハルビン市规划局及び統計局の調査結果によるものである。

2) 帝政ロシア時代の様式建築に調和させたデザインである。

3) 国が経営・所有する企業である。

4) オフィスビルや百貨店等の住宅以外の建物を示す。

5)このような資金の用い方が中国において一般的かどうかは本研究では確認できておらず、今後の検討課題である。

6) 保護街道の靖宇大街再整備事業や保護地区の博物館広場再整備事業等にも、同じ再整備手法が使われた。

参考文献

- 1) 貝禾、樋口忠彦、岡崎篤行：ハルビン市の旧市街地再整備事業における歴史的環境保護行政の役割、日本建築学会計画系論文集、第552号 pp.223-230、2002
- 2) 高迎祥他：「国家重点文物保护单位—聖・ソフィア教会堂」、ハルビン市建設委員会、1997

[2002年4月19日原稿受理 2002年7月23日採用決定]